

環境局都民の声窓口寄せられた都民の声（令和2年3月分）

◆ 対応事例

対応事例 1

件名	駐車場におけるアイドリング
概要	隣接するコインパーキングで自動車が長時間アイドリングをしています。どうかしてやめさせていただきたいです。
対応	<p>東京都環境確保条例では、自動車の運転手の義務としてアイドリングストップがございいます。また、一定規模（20台）以上の駐車場を有する事業者等に対してアイドリングストップの看板設置を義務付けています。</p> <p>当該コインパーキングは条例で定める規模よりも小さいですが、ご意見が寄せられたこともあり、駐車場の管理者にアイドリングストップの看板を設置していただくように要望いたしました。管理者の方には承諾していただき、地域の景観を損ねない（区景観条例の）範囲で看板を設置していただくこととなりました。</p>